

添付法令資料 1 :

韓国不動産登記法 (目次)

2020 年 2 月 4 日法律第 16912 号により一部改正 2020 年 8 月 5 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 登記所及び登記官 (第 7 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 登記簿等 (第 14 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 登記手続
  - 第 1 節 総則 (第 22 条ないし第 33 条)
  - 第 2 節 表示に関する登記
    - 第 1 款 土地の表示に関する登記 (第 34 条ないし第 39 条)
    - 第 2 款 建物の表示に関する登記 (第 40 条ないし第 47 条)
  - 第 3 節 権利に関する登記
    - 第 1 款 通則 (第 48 条ないし第 63 条)
    - 第 2 款 所有権に関する登記 (第 64 条ないし第 68 条)
    - 第 3 款 用益権に関する登記 (第 69 条ないし第 74 条)
    - 第 4 款 担保権に関する登記 (第 75 条ないし第 80 条)
    - 第 5 款 信託に関する登記 (第 81 条ないし第 87 条の 3)
    - 第 6 款 仮登記 (第 88 条ないし第 93 条)
    - 第 7 款 仮処分に関する登記 (第 94 条及び第 95 条)
    - 第 8 款 官公署が囑託する登記等 (第 96 条ないし第 99 条)
- 第 5 章 異議 (第 100 条ないし第 108 条)
- 第 6 章 補則 (第 109 条ないし第 113 条)
- 附則